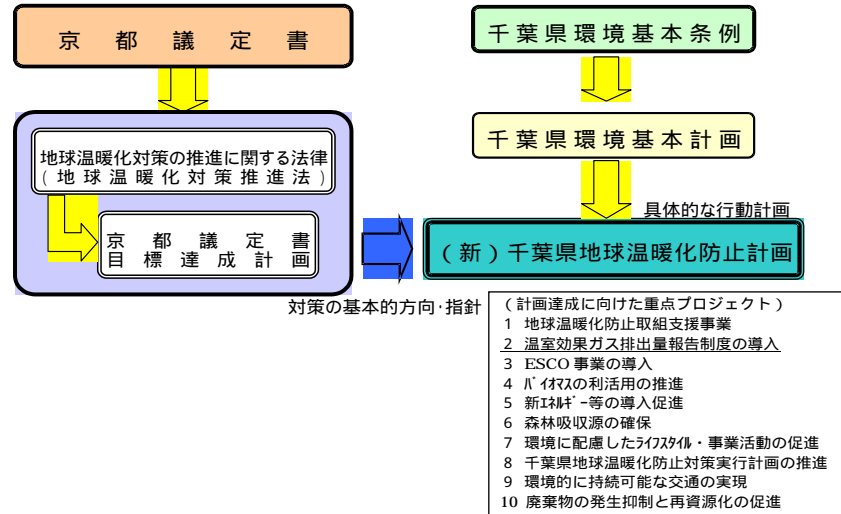


1 制度の位置付け

本県では、平成 18 年 6 月に千葉県地球温暖化防止計画を改定し、温室効果ガスの削減に向けて、取組の一層の充実強化を図ることとした。同計画では、10 の重点プロジェクトを掲げ、温室効果ガスの排出抑制、吸収対策を確実に推進することとしている。



同計画では、主体別(家庭(10%)、事務所等(5%)、運輸(5%)、製造業(10%))に削減目標を設定した。重点プロジェクトの一つに、「温室効果ガス排出量報告制度の導入」を設け、家庭系以外の事業者に係る 3 部門について、温室効果ガス削減を目指すこととしている。

2 制度の目指すもの

(1) 事業者の自主的取組の促進

京都議定書目標達成計画では、製造事業者等の取組として、「自主行動計画の着実な実施」を求めているが、県内の産業部門の温室効果ガス排出量は、県内排出量の 3 分の 2 を占めており、また排出量の伸びが大きい事務所などの業務系を加えた事業活動にかかる排出量は県内排出量の 80% 以上となっていること等から、更なる自主的な取組の促進を図る。

(2) 温室効果ガス排出量の把握

温室効果ガスの算定・報告を義務付けることにより、県内の主な温室効果ガスの排出量が把握でき、県として、新たな施策展開に結び付けられる。

(3) 県民の気運の醸成、理解の増進

事業者の取組を公表することにより、県民における温室効果ガス排出削減に向けた気運の醸成、理解の増進が図られる。また、これにより排出量が増加している家庭において、排出削減に向けた取組みが進められることが期待される。

3 国の制度との関係整理

地球温暖化対策推進法第 21 条の 2 の規定により、温室効果ガスを相当程度多く排出する者は、国に温室効果ガス排出量を報告することになっている。具体的には、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づき、熱と電気を合算した使用量が一定規模以上の工場は、エネルギー使用量等の報告を国にするとされている。

しかしながら、本県としては、地球温暖化対策推進法では地方公共団体が条例で個別に報告制度などを設けることを制限していないこと、また以下の理由から、県として条例を制定する。

イ 排出抑制計画書提出の義務付け

地球温暖化対策推進法では、排出抑制計画書の提出を義務付けていない。

県としては、事業者の自主的な取組を促進し、実効性を高める必要があることから、排出抑制計画書の作成・提出を義務付ける。

ロ 効果的な公表の必要性

国の制度においては、排出量情報を事業者別・業種別・都道府県別に集計し公表するとしているが、事業者ごとの県内排出量は公表されない。

県としては、排出抑制の取組への意識改革につなげるため、イの排出抑制計画とあわせ、事業者ごとの排出量情報を公表する。また、事業者が取組む排出抑制に向けた取組もあわせて公表していく。

ハ 国の制度でカバーされない事業者に対する削減促進

国の制度では、一定規模の事業所ごとに排出量報告を求めており、1 事業所の排出量がそれほど多くないオフィス、商業、サービス等の業務部門のカバー率が低くなっている。

県としては、事業者単位、あるいはフランチャイズ・チェーン単位を対象にし、国の制度より幅の広い範囲の事業者に報告を求める。

ニ 県としての情報収集

国の制度では、事業所を単位としており事業者全体の情報を把握していない。また、国は直接事業者から情報を入手しており、県を経由しないことから、県における情報の取得は、国に情報開示の請求を行う必要があり、県内の温室効果ガスのより詳細な把握及び速やかな情報の入手が困難な状況である。

県としては、千葉県地球温暖化防止計画の着実な推進のため、県内の事業者単位における排出量を把握し、また速やかな情報収集に努める必要がある。